

令和3年11月30日 開会
令和3年11月30日 閉会
(臨時第9回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 216 号

令和 3 年第 9 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 3 年 11 月 26 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和 3 年 11 月 30 日（火） 午前 10 時 00 分

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

議案第 112 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聰
野 口 俊 明	米 本 隆 記

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 3 年 11 月 30 日 (火) 午前 10 時

議 事 日 程

令和 3 年 11 月 30 日 (火) 午前 10 時開会 (開議)

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 112 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16 名)

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

欠席議員 (なし)

欠員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………鷺 見 寛 幸

副町長 ……………小 谷 章 総務課長 ……………金 田 茂 之
財務課長……………井 上 龍 福祉介護課長……………池 山 大 司
住民課長 ……………永 見 明

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立ください。一同礼。
ご着席くしてください。

開会・開議・議事日程

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は、16 人です。

定足数に達していますので、令和 3 年第 9 回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、13 番 吉原 美
智恵議員、14 番 岡田 聰議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず 1 点目は、9 月 3 日に、町民 25 名から提出のありました、大山町議会政治倫理
条例に基づく調査請求については、9 月 6 日に大山町議会議員政治倫理審査会を設置し、
計 4 回の審査会を経て、11 月 12 日付けで大杖委員長より調査報告書の提出がありまし
た。15 日付けで請求者へ写しを送付しましたので報告します。

ここで、本件について小谷議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長 1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） おはようございます。

お時間いただきましてありがとうございます。三分程度、お話しさせていただきます。まず今回の一連のことにつきましておわびを申し上げたいと思います。

今回、政治倫理審査会において、私としてはお話があったように私としては特定の誰かを傷つけるような意図はございませんでした。

しかし、私の未熟な言葉選び、表現の結果、まずは、新聞社の正義感あふれる記者の方の誤解を招き、そしてさらに、25人の、少なくとも25人の町民の方の誤解を招き、不快な思いをさせてしまいました。このことにつきまして、大変申し訳なかったと思っております。今後、私の表現力、伝える力を磨いてまいりたいと思っております。

もう一つ、この場をお借りしまして私が一連のあの場の中で何が言いたかったのかというところを補足させていただきたいと思います。一つは、公教育、学校教育を中心として、中心とした公教育に予算を配分するべきだということがお伝えしたかったことです。各家庭の経済的な格差、経済的な事情にかかわらず、質の高い教育を全ての子供たちが受けられるようにすること。大山町に住めばよい教育が受けられるといった環境をつくること、これこそが優先するべき課題だというふうに思っております。

二つ目に、特定の誰かを排除することは人権侵害になりますが、特定の誰かを積極的に呼び込むことは、人権侵害にはなりません。本町には、総合計画という、将来ビジョンがあります。この将来ビジョンに沿った必要な人材を積極的に政策として呼び込む、例えば農業の後継者となるような人材を政策として呼び込むような施策は、もっと必要だと思っております。

この二つ、公教育の充実とそれから将来ビジョンに合った人の呼び込み、この二つは、町にとって町の将来にとって非常に重要だと思っております。

最後に、一方で、この半年間で私自身がすごく学んだこととしましては、将来のことだけではなくて、目先のことで困っている方々も、同時に多数いらっしゃるということです。経済的に困窮している方や、あるいは学校に安心して通えない方、そういった方々の声を聞いてきました。

そういった視点も持ち合わせて、今後、そういった方々の声も拾いながら政策を提言していけるように、精力的に活動してまいりたいと思います。

以上です、お時間いただきありがとうございました。

○議長（米本 隆記君） 次に、9月定例会以後、令和2年度事業の決算等を踏まえ各常任委員会で所管する事務事業評価を実施してきました。

評価結果をもとに、大山町議会として6事業についての政策提言書を11月25日に町

長へ手渡ししましたので報告します。

日程第 4 議案第 112 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 112 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

本日の臨時会、議案一つですけれども、どうぞよろしくお願いたします。

それでは提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第 112 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）については、燃料高騰対策として実施する灯油購入費助成事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業を新規計上するため、既定の歳入歳出予算の総額に、1 億 2,237 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 115 億 129 万 1,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 通告した質疑をさせていただきます。

款 60 の 3 ページの灯油購入費助成事業について質疑をさせていただきます。

こちらは県補助金の対象者が、例年行われている事業だと思えますけど、今回県補助金の対象者が、市町村が生活困窮世帯として認める世帯というふうに今回なってるんですけど、生活困窮世帯として選ばれたのが、非課税世帯ということで間違いないでしょうか。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長。

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） はい、西本議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の県の制度ですが、低所得者向けの原油、燃料代高騰に伴う灯油代の補助ということでもしております対象者が、おっしゃるとおり、市町村が認める低所得者生活困窮者ということになっています。

1 番最初に思い浮かんだのが生活保護の受給されている方ということで取り組もうとしまして、ほかの市町村でも実際にそういった方を対象にされているところもあります。ただ今後、閣議決定されておりますが、住民税非課税世帯を対象にした、また現金給付等も予定されておりますので、そういった面も含めまして、本町におきましては、同じ対象者、住民税非課税の方以上ということで対象者というふうに、制度設計をさせていただこうと思っています。

県のほうに確認しましたら、その範囲は全て市町村に任せるということで、どこまで低所得者と見るかは、各市町村による判断ということになるかと思えます。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。なぜ私がこの質疑をさせていただいたかという、国会とかでもうさんざんちょっとどこを見て低所得などの困窮世帯というふうに定めるかというところは、たくさん議論が行われてると思うんですけど、今コロナで経済的に落ち込んでいるというのが世の中の常でございますので、例年、昨年どおり、昨年その前の同じ年と条件が変わっていて、ある程度市町村にその判断が委ねられているのに、例年どおりの対象者っていうのが一つ引っ掛かったことと、もっと積極的にそこを調査してやるべきではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長。

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） はい、これまでもこの灯油購入助成というのは行われておりますが、過去の分につきましては生活保護世帯のみでございます。今回はその枠を広く拡充しまして、住民税非課税世帯まで、合わせております。これは先ほども申しましたが、次に控えている給付の制度と整合性を合わせるということもありますし、事務的にも対象者がばらばらになりますと、それぞれ抽出作業が大変になりますし、支給を受けられる住民の方も、この制度は対象者がここまで、次の制度はまた別の対象範囲ということになりますと、どの制度がよく分からなくなりますので、そういった混乱を防ぐというようなことも踏まえまして、同じ対象者の枠で考えていきたいというところで。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。まず抽出作業が大変になるということでは言われたと思うんですけど、本町は、経済的困難に経済的な理由によって、子供の数を制限する方がおられるみたいなこと言われてるので、以前からそういったことに対する意識はあったと思うんで、そういったことをこういうふうにしっかり県であつたり国から予算がしっかり降りるときに、あわせて、しっかり調査して、それとこれは別問題だと思うんですけど、例年と同じじゃなくて、しっかり抽出作業が大変にもなるしっていうことじゃなくて、困ってるところにちゃんとしっかり支援が行き届くように、大変だとしてもやるべきだということがまず1点思うんでそこをどうかと思うのと、あとは、非課税世帯っていうんですけど、ちょっと遠いんで見えるかどうかわかんないけど(資料の提示あり)この説明、資料いただいとると思えますけど、ここには交付条件で、前年、前々年は、県の財源としては生活保護世帯のみって書いてありますけど、交付条件は非

課税世帯というふうに書いてあるので、そういう意味では交付条件が変わってないよという質問をさせてもらったんですけど、多分恐らく1番最初に質問したんですけど伝わってなかったと思うんで、その辺お願いします。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長。

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） すいません、財源のほうと勘違いしておりました。西本議員御指摘のとおり、対象世帯につきましては住民税非課税世帯で変わりはありません。

それですいません、例年、この対象者の方の拡充とか調査範囲なんですけど、こちらにつきましては、今回この灯油というかなり季節物のものに限定されております。しかも県のほうも、この11月になってから急に挙げておまして、町のほうでも市町村のほうでも調査期間が非常に少ないということで、ある程度そこはスピード感のほうを重視せざるを得ないかなというふうに思っております。

西本議員さんがおっしゃるようなその生活困窮ということが、また検討が必要になるということでありましたら、国が行う、また次の給付金の後に、またその部分については検討していく必要があるかなというふうには思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。子育て世帯への臨時特別給付金事業について伺いますけど、事前に質疑について出しておりますので、もう一度繰り返したいと思っております。

この事業については、国のほうで、18歳以下の子供がいる世帯に、10万円給付するという事業にのっとってのものだと思いますけども、国の段階で与党の中でもいろいろと議論があったところで、問題点も指摘されているところですけども、大山町が1点目としまして、質問の1点目として、支給対象者が2,200人だということですけども、これ概数だろうと思うんですが、実数がなかなか把握出来ないのかなと思って、今日の資料をもらいましたら、世帯にすれば、世帯に支給されますので、1,351世帯ということではっきりはしているんで、そういうことかなと思うんですが、恐らく概数で人数が出たっていうのは、高校生が把握出来ないからかなと思っておりますけども、その辺もちょっとお答え願ったらと思いますけども。で、そうなりますと、周知徹底っていうのが、いろいろされるとは思いますが、いつものように。ただ世帯でいうのではっきりしておれば、もうそのところに、行けばいいのかなと思うんですが、ただ高校生の場合、申請制度、高校生がいる世帯については申請になっているようですので、その辺の申請の漏れがないように、するためにどうされるのかということをお聞きしたいと思

います。

それから3点目としまして、給付要件としてこれ年収が960万円ですか。そういう所得制限がありますよね。そうすると18歳以下、つまり高校生以下がいる。この夫婦が、夫婦の一方が年収961万円以上の世帯には、支給されない制度になっているようですね。そうしますと、そういう世帯、961万円以上の世帯には支給されないということですが、大山町には、そういう世帯が何世帯あるのかってことをまずお聞きしたいと思います。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（米本 隆記君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 大森議員さんより3点ほど御質問をいただきました。

まず1点目の支給対象者は概数かという御質問でございますが、この数字につきましては住民基本台帳と児童手当台帳をもとに試算したものでございまして、概数でございます。

高校生の人数はということでございますが、内訳でお話をしますと、こちらが捉えている数字でございますが中学生以下が1,761人、高校生が409人、新生児これが11月から令和4年の3月31日までのどれくらいになるかというところですけども、30人ということで計算をいたしまして、合計しますと2,200人という数字でございます。

次に、申請漏れがないようにどのように周知徹底をするかという御質問でございますが、高校生の世帯に対しましては、住民票で同居の父母等宛てにお知らせ通知をすることを予定しておりまして、漏れがないようにしたいというふうに考えているところでございます。

3点目の所得制限により該当にならない世帯は、ということでございますが、まず960万円という所得制限につきましては、これは年収が960万円ないということございまして、モデルとしましては扶養親族等が3人の場合の目安でございます。所得金額としましては、736万円が所得の制限金額ということでございますが、これの該当しない世帯でございますけれども、児童手当の本則給付に該当しない世帯ということになります。おおよそ20世帯程度であるというふうに考えております。児童手当の受給者以外の方につきましては申請書を出していただきますが、その同意をもって所得判定を行うこととなっておりますので、実数としては、ちょっと分かりかねますが、おおよそそれくらいだというふうに考えております。以上でございます。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） その申請漏れがないように周知徹底するという事は、父母へ通知をするということですので、まずないだろうということでもいいのかなというふうに思いますが、確認です。

それからもう1点ですね、この3点目に質問しましたことについてですけども、この事業の問題点としまして、世帯で年収が1,000万円以上あっても、この給付の対象になるわけですよね。そういう、何か矛盾したような問題点があると思いますけども、つまりどういうことかと言いますと、この制度、夫婦共働きで合計年収が1,000万以上あっても、夫婦のどちらかが、多いほうの年収が960万円以下であれば、さっき課長は所得で言われましたけども、713万円以下と、いうことで言われましたが、そういう以下であっても、子供1人について10万円、今回5万円ですけども、支給されるというようなこの不公平な、矛盾した点があると思うんですよね。このような制度設計なわけですが、町長はどう思われるのか。これ、国政の問題ではありますけども、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。国でしっかり議論をされた結果だというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） はい、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議を閉じます。

令和3年第9回大山町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席。

午前 10 時 22 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 吉原 美智恵

署名議員 岡田 聰